

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 不動産鑑定士試験の受験手数料、実務修習機関の登録の有効期間、不動産鑑定業者の登録の申請手数料及び従前の不動産鑑定士試験第三次試験の受験手数料を定めること。
(第一条関係)

第二 税理士法施行令、沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令、新都市基盤整備法施行令、国土利用計画法施行令、土地の再評価に関する法律施行令、資産の流動化に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令及び資産の流動化に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行うこと。
(第二条から第五条まで関係)

第三 この政令は、平成十八年二月一日から施行すること。
(附則第一条関係)

第四 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。
(附則第二条から第四条まで関係)

第五 地方自治法施行令について、所要の規定の整備を行うこと。
(附則第五条関係)